

財務省税関の業務

適正かつ公平に関税等を徴収するために
Appropriate and Fair Collection of Duties and Taxes

財務省税関の業務
適正かつ公平に関税等を徴収するために
Appropriate and Fair Collection of Duties and Taxes

:: 通 関 多様な業務を通じて沢山の経験ができる職場



神戸税関ポートアイランド出張所統括審査官
(通関第4部門担当)付審査官

石川 智基

平成17年II種 行政

「輸入」「輸出」という貿易を通じて、日本は様々な物品を外国とやり取りしているというのは皆さんもご存知のことでしょう。輸出入される品目は多岐に渡っており、皆さんが普段何気なく使っているものにも外国製品があるはず。そのような外国製品は、税関による輸入許可を受けた後、国内に引き取られたものです。

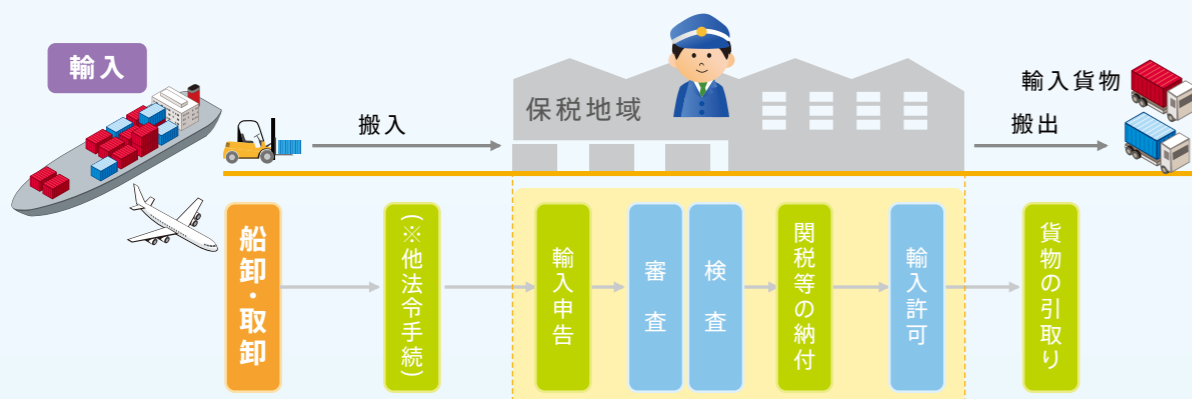
私が所属する通関部門は、輸出入しようとする貨物に関する申告を受理し、その内容に応じて書類審査や検査を行い、問題がなければ許可をする部門です。輸入貨物の書類審査では、システムを通じて電子的に提出される関係書類について、申告価格や税率は妥当かといった税的な面から、また、積出地から日本に至るまでの貨物の経路地などに不審な点はないかといった関的な面からも審査をしています。検査では、貨物を実際に見ることで申告貨物と一致するかを確認し、貨物によってはコピー商品等の知的財産侵害物品ではないか、不正薬物等が隠匿されていないかなど申告内容に応じた対応をしています。また、関係法令のほか条約や協定についても把握しておくことが重要です。例えば、日本は複数の国や地域との間にEPAやTPPといった経済連携協定を締結していますが、優遇された税率を適用して貨物を輸入したい場合、「協定ごとに定められた基準や手続きを満たしているか」ということも確認する必要があります。

このように通関部門では1件1件の申告に対して多角的な視点から適正な申告かどうかを見極め、公平公正な貿易取引の推進に寄与しています。当然、幅広い知識が求められますが、その

全てを把握しておくことは容易ではありません。未知との遭遇に頭を悩ませることもしばしばあります。しかし、税関には各分野を専門とする部門があり、また、上司や先輩から適切なフォローを受けられるので、困難な事案でも強力なサポートを受けながら業務に取り組むことができます。また、税関は1つの組織でありながら多様な業務があり、研修制度も充実していますので自身を高めながら色々な経験ができる職場です。興味のある方は是非税関の門を叩いてみてください！



● 貨物到着から貨物引き取りまでの流れ



※他法令手続：貨物によっては、食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法などの関税関係法令以外の手続きが必要になるものがあります。

:: 事後調査 向上心と使命感を持ち、貿易の最前線で働く



沖縄地区税関統括調査官付調査官

豊里 友弥

平成23年II種 行政

輸入事後調査とは、輸入された貨物について、その輸入申告が法令に基づき適正に行われていたかを、実際に輸入者の事業所へ訪問し、帳簿書類等を確認して行う税関による税務調査です。IT化により貿易の円滑化が進んでいく中で、事後調査は「適正かつ公平な関税等の徴収」に係る重要な役割を持っています。

具体的には、輸入者の事業所等を訪問し、会社概況や輸入取引に関するヒアリングを行い、保管されている通関関係書類等を精査します。その後も輸入者とのやり取りを繰り返しながら、申告内容に誤りがあれば是正してもらい、今後の適正な輸入申告について指導を行います。

私は、横浜税関と沖縄地区税関で事後調査業務の経験がありますが、調査対象者は、大手商社から個人事業主など多岐に渡ります。会社の規模、業種、商品は様々で、調査の度に新しい発見があります。また、相手方の担当者も貿易のプロから経験のあまりない方など様々ですので、調査職員として関係法令の習熟に加え、貿易実務、会計知識、商品知識、語学など多種多様な

知識を習得しながら、臨機応変に調査を進めていかなければなりません。専門性の高い業務といえますが、調査の際には経験豊富な上司や同僚にフォローしてもらい、チームプレーで業務を進めます。税関には各種研修制度が充実していますので、企業会計、パソコンスキル、語学などについても業務に従事しながら学ぶことができます。専門知識を身に付け、自分自身で申告内容の誤りを発見し、輸入者に内容を理解してもらったうえで調査を終えたときの達成感は格別です。

輸入事後調査業務は、様々な分野に関連する業務なので、ここで得た経験は税関業務で必ず役立てることが出来ます。このパンフレットを読まれている皆さんが税関業務に興味を抱き、いつか共に働ける日が来ることを楽しみにしています。

:: 分 類 貿易を支える商品知識のエキスパート



名古屋税関業務部首席関税審査官付審査官

石田 典子

平成19年II種 行政

皆さんは税関の「関税分類」と聞くと何を想像しますか？

輸入される物品には、関税という税金がかかります。その関税を算出するための割合を関税率といい、物品ごとに9桁の数字(HSコード)が割り振られ、関税率表という表に定められています。関税分類とは、物品がどのHSコードに所属するかを仕分けることです。

世の中には多種多様な物品があり、全ての物品を正しく分類することは非常に難しく、輸入者だけでなく税関職員も輸入品がどのHSコードに分類されるか判断に迷うことがあります。私の所属する関税審査官部門では、その判断についての内外からの問い合わせに対し、輸入品の適正なHSコードを検討し回答をしています。

関税分類には、世界共通のルールが設けられており、輸入品を正しく分類するためには、そのルールを理解することも必要です。私は、判断の難しい物品が、このルールを適用してぴたっと分類できた瞬間にやりがいを感じます。また、物品の素材、加工度合、機能、用途等によってもHS

コードが異なり、関税率が変わるので、正確に物品を把握することも重要です。例えばマグロは、中心部まで十分加熱して味付けしたマグロ缶詰と、加熱や調味をしていないマグロ刺身ではHSコードが異なります。そのためどのような過程を経て製造されたマグロなのかを把握しなければなりません。このように毎日様々な物品に触れ、物品の把握に努めるため、商品知識が身につくところもこの業務の魅力だと思っています。

皆さんも、税関で関税分類の業務をしてみませんか？皆さんと共に仕事ができる日を楽しみにしています。

